

新公審査答申（個）第62号  
令和5年9月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年7月5日付け、新行経第176号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年9月26日付け新市情第51号の4により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和4年7月27日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、令和4年7月27日までに実施機関が間違った決定通知書等で補正をしないと手続きを進める処分の方担を正しい対応を求めるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 開示請求への補正

令和4年8月3日、実施機関は、本件請求保有個人情報が特定できないため、開示請求書に形式上の不備があると認め、条例第16条第3項の規定により、本件請求に対し補正を求めた。また、審査請求人から回答がなかったため、令和4年9月2日、実施機関は、補正の回答について、期限を延長して、さらに補正を求めた。

3 実施機関の決定

令和4年9月26日、実施機関は、審査請求人から補正に対する回答がなかったことから、本件請求保有個人情報が特定できなかったとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

4 審査請求

令和4年10月14日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 5 諮問

令和5年7月5日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「抵抗させない責任逃れの厄介払いのたらい回しの処分と考える。開示等で間違った決定通知で補正はしないと手続きを進め、たらい回しの対応した事を求めると、決定通知書は18課に分担した。開示請求の決定に関する起案用紙を作成していないためとした。よって、間違った決定通知を虚偽文書で私を弄んだ問題と考える。事実として取り消し補正を求める。」

なお、審査請求人から反論書の提出はない。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求の際、窓口にて請求内容に関し、何を求めているのか確認したところ、請求人からは具体的な個人情報の内容を聞き取ることができなかった。

そこで、請求する個人情報について特定する必要があることから、令和4年8月3日付け（提出期限：同年8月31日）で文書を送付し、補正を求めたが回答はなく、さらに、提出期限を延長して、同年9月2日付け（提出期限：同年9月16日）で文書を送付したが、回答はなかった。その間に、請求人からの電話があり、補正について説明したが、請求書のとおり主張するだけで、個人情報の特定ができなかったため非開示としたもの。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象保有個人情報が特定できないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。

以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

#### 2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件請求について、審査請求人に2度に渡り補正を求めているため、当審査会は、本件個人情報開示請求書を確認したが、請求する個人情報の内容には、「正しい対応を求める」との記載があるものの、本件請求保有個人情報の特定はできなかった。
- (2) 補正については、条例第16条第3項に、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補

正を求めることができる。」と規定があり、条例の手引きによると、「請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、行政文書が特定できない場合等をいうとされている。

- (3) そうすると、実施機関が補正を求めることには理由があると認められ、審査請求人からの回答がない場合、本件請求保有個人情報の特定ができない。

したがって、実施機関が行った本件決定は妥当である。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和5年 7月10日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 7月10日	審査会開催（第1回）
令和5年 8月23日	審査会開催（第2回）
令和5年 9月 6日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子